

# 公益社団法人大阪社会福祉士会 事務局の組織及び運営に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第53第4項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

## (設置場所)

第2条 事務局は、定款第2条に定める事務所に置く。

2 本会会長（以下「会長」という。）は必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局（支局）を置くことができる。

## (開所日及び時間)

第3条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日、午前10時から午後6時までの間、業務を行う。

2 次の号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日

3 前項の規定にかかわらず、必要な場合事務局を開所し、業務を行うことができる。

## (書類及び帳簿の備付け)

第4条 事務局には、定款第43条各号の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

## (所掌事務)

第5条 事務局は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 会の役員及び機関に関する事。
- (2) 会員の管理に関する事。
- (3) 支部及び委員会等の連絡調整に関する事。
- (4) 人事及び給与に関する事。
- (5) 事務所の維持管理、物品購入及び保管に関する事。
- (6) 文書及び公印の管理に関する事。
- (7) 予算、決算、経理及び金銭の出納その他会計に関する事。
- (8) 法人の登記に関する事。
- (9) その他の庶務に関する事。

2 事務の処理に関する事項は、別に定める。

## (事務局の職員)

第6条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人

- (2) 事務局員　若干人
- 2 事務局長は、事務局を統括・指揮する。
  - 3 事務局員は、事務局長の命を受けて、事務を処理する。
  - 4 会長が必要と認めるときは、事務局に嘱託職員を置くことができる。

(事務局次長及び主任)

第7条 事務局に事務局次長及び主任を置くことができる。

- 2 事務局次長は、事務局長の職務を補佐し、事務局長が不在のときはこれを代理する。
- 3 主任は、所属職員を管理する。

(事務局長等の任免)

第8条 事務局長は会長が理事会の承認を得て任免し、事務局次長及び主任、その他の職員は会長が任免する。

(委 任)

第9条 この規則に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、本会会長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

1. この規則は、2013年7月1日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会事務局の組織及び運営に関する規則（2008年4月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会事務局の組織及び運営に関する規程（2004年4月1日制定）は、廃止する。